

吹田市公共施設等への能勢町産等木材利用推進検討会議運営方針

(趣 旨)

第1条 この運営方針は、吹田市公共施設等への能勢町産等木材利用推進検討会議設置要領（令和元年5月8日施行）第9条の規定に基づき、吹田市公共施設等への能勢町産等木材利用推進検討会議の運営について必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別途、環境部長が定める。

(会議の非公開)

第3条 環境部長は、吹田市情報公開条例（平成14年吹田市条例第10号。以下「条例」という。）第7条各号に掲げる公開しないことができる情報又は公開することができない情報に係る事案を検討する場合にあっては、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、議長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(議事要旨等)

第4条 環境部長は、会議ごとに、議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は、発言の趣旨を損なわない範囲で、会議内容の主要点をまとめるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、発言内容が会議資料の読上げである場合は、当該資料の説明である旨を記録し、議事要旨の作成を省略することができる。

4 議事要旨は、委員等の発言者の確認を経た後に、原則として公開するものとする。ただし、会議録において条例第7条各号に該当する公開しないことができる情報又は公開することができない情報が記録されている場合は、非公開とすることができる。

5 会議資料は、原則として公開するものとする。ただし、その公開する内容は、傍聴者が閲覧するものと同じ内容のものとする。

附 則

この運営方針は、令和元年5月8日から施行する。